

# 工場等新設等に係る町税優遇措置について

和水町では、企業の発展に資するため、工場等を新設等（新設・増設、改築、修繕等）した場合「和水町工場等設置奨励条例」及び「和水町税特別措置条例」により固定資産税の不均一課税の適用が受けられます。

業種	製造業（日本標準産業分類に掲げる製造業）の用に供する施設 情報サービス業（新）、農林水産物等販売業（新）、旅館業（新）	
対象要件 ※和水町工場等設置奨励条例第3条第1号及び第2号	町内に工場等を新設等	
	第1号「過疎地域の持続的発展の支援に 関する特別措置法第24条の地方税の課税 免除又は不均一課税に伴う措置が適用さ れる場合等を定める省令第1条第3号」に 定める設備（※）を有する工場等の新設 等した場合  ※取得価額合計が500万円を超え（資本 金5,000万円を超え1億円以下である法人 は1,000万円とし、資本金1億円を超え る法人は2,000万円とする。）、ただし 資本金額等が5,000万円を超える工場等 は、新規雇用者の数が5人を超える場合	第2号 情報サービス業、農林水産物等販売 業（法律第23条に規定するものをいう。） においては設備投資等の合計が500万円以上 である場合
固定資産税の不均一課税	新設又は増設により固定資産税が課税されることとなった最初の年度以降の 「3か年度」に限り、税率を1.4%から0.14%に軽減します	
不均一課税の対象 となる固定資産	・家屋 ・償却資産 ・土地	建物及びその付属設備のうち、直接事業の用に供する部分 機械及び装置のうち、直接事業の用に供するもの 直接事業の用に供する部分
申請手続き	「適用工場等指定申請書」に必要書類を添えて、新設等の「着工する30日前まで」に 商工観光課に提出してください。	

提出書類

①  
工事着工前  
「適用工場等指定申請書」

②  
事業開始後  
「事業開始報告書」

③  
事業開始の翌年1月  
「固定資産税  
不均一課税申請書」

上記申請書の提出  
(着工30日前)

「適用工場等指定書」  
の交付

上記報告書の提出  
(事業の用に供し  
て10日以内)

上記申請書の提出  
(翌年の1月末まで  
に申請)  
※3か年度分  
毎回申請が必要

固定資産税の  
不均一課税  
(3か年度)

和水町

商工観光課

税務住民課

【書類提出先・お問い合わせ先】 和水町商工観光課

〒865-0192

熊本県玉名郡和水町江田3886番地

電話 0968-86-5725